

ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議

去る2月24日、ロシアは、ウクライナへの侵略を開始した。

これは、ウクライナへの重大な主権侵害であり、世界平和と国際秩序の根幹を揺るがし、明らかに、武力行使を禁ずる国際法、国連憲章に違反する行為であり、断じて容認できない。

よって、西脇市議会は、ロシアによるウクライナへの武力攻撃や主権侵害を非難するとともに、ロシアが国際法を遵守し、即時に攻撃を停止し、部隊をロシア国内に撤収することを希求する。

また、日本政府に対し、ウクライナに在住する邦人の安全確保に全力を尽くすとともに、関係各国及び国際社会との緊密な連携のもと、迅速かつ厳格な対応を強く求める。

以上、決議する。

令和4年3月4日

西 脇 市 議 会